

県南広域振興局長告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年11月6日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 一関北上線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで	新	B 53.2~11.7 m	m 872.9
一関市川辺字柵瀬547番地先から537番地先まで		C 53.2~15.5	241.3
一関市川辺字藤後向103番地先から102番地先まで		D 50.7~11.4	285.6
一関市川辺字柵瀬547番地先から字藤後向102番地先まで	旧	A 53.2~11.4	946.5
		B 53.2~11.7	872.9

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター

イ 期間 令和2年11月6日から同年12月6日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 羽黒堂二枚橋線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町滝田第17地割76番2地先から79番1地先まで	新	m 19.4~9.8	m 98.0
	旧	19.8~9.3	98.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 令和2年11月6日から同年12月6日まで